

鳥取県告示第 867 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 12 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社鳥取介護サービス 代表取締役 谷口 功	鳥取市国安 959-3	株式会社鳥取介護サービス	鳥取市国安 959-3	訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
株式会社和みの郷 代表取締役 北村 和夫	鳥取市国府町宮下 1040	在宅支援はうす和みの郷	鳥取市国府町宮下 1040	通所介護	平成 19 年 10 月 2 日
有限会社 しんせい 代表取締役 岸本 知行	鳥取市吉方温泉一丁目 455	ふくべ美咲園	鳥取市福部町湯山 967-3	〃	平成 19 年 10 月 3 日